## 新潟県条例第50号

新潟県が管理する港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県が管理する港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例(平成11年新潟県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改 正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前						
<b>人</b> (第4	1条				別	表(第	4 条				
占用料等の基準				٦	占用料等の基準						
種類		細目	算定の 基礎	料金		種類		細	目	算定の 基礎	料金
(略)						(略)					
		長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの 長径30センチ	(略)	175円	_			メー 30セン トルラ の 長径3	8センチ トル以上 ンチメー 未満のも	(略)	160F 60F
		メートル以上 45センチメー トル未満のも の 長径45センチ	(略)	130円			石	45セ: トルラ の	トル以上 ンチメー 未満のも 15センチ	(略)	120F
		メートル以上 60センチメー トル未満のも の	(ип)	130/1		土採料		メー 60セン	トル以上 ンチメー 未満のも	(417)	1201
土 砂 採 取 料	石	長径60センチ メートル以上 90センチメー トル未満のも の	(略)	3, 940円				メー 90セ:	50センチ トル以上 ンチメー 未満のも	(略)	3, 610
		長径90センチ メートル以上 120センチメ ートル未満の もの	(略)	7, 895円				メー 120セ	00センチ トル以上 : ンチメ ル未満の	(略)	7, 230F
		長径120セン チメートル以 上のもの	(略)	7,895円に 長径が120 センチメー トルを超え る15センチ メートルま でごとに 789円を加					120セン ートル以 もの	(略)	7,230円 を 長径が12 センチメートルを超 る15セン メートル でごとし 723円を
-		en e	(略)	算した額	<u> </u>			Eil		(略)	算した額 180F
	11少个	נוי	(一一	195円	11		1191	ויז		(一合)	1801

	かき込み砂利	(略)	175円			かき込み砂利	(略)	160円
	土砂	(略)	150円			土砂	(略)	140円
	(略)					(略)		
備考	(略)				備考	(略)		_

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における採取に係る土砂採取料について適用し、同日前における採取に係る土砂採取料については、なお従前の例による。